

令和7年度 小牧市児童クラブ加入申込のご案内

◆児童クラブとは

就労などにより保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し、児童の健全な育成を図る場所です。

◆加入申込について（※必要書類は別紙参照）

申込みは年度ごとに必要です。

令和6年度から継続して利用を希望する方も提出してください。

【令和7年4月から利用する場合】

申込期間	申込場所	受付時間
令和6年11月5日（火） ～令和6年11月15日（金）	各児童クラブ または オンライン申請	【各児童クラブ】 月～金：午後1時30分～午後6時 土：午後1時～午後5時 【オンライン申請】 詳細はQRコードからご確認ください。 
令和6年11月18日（月） ～令和7年1月15日（水）	市役所 こども政策課	月～金：午前8時30分～午後5時15分 （年末年始・祝日を除く）

【年度途中（5月以降）から利用する場合】

申込期間	申込場所	受付時間
利用開始希望月の前月15日 まで（土・日・祝日と重なる 場合は翌開庁日まで）※1	市役所 こども政策課	月～金：午前8時30分～午後5時15分 （年末年始・祝日を除く）

※1 申込期間を過ぎてから申込された場合は、翌月からの利用はできません。
翌々月からの利用となりますのでご注意ください。

◆問合先

小牧市役所 こども政策課 子育て支援係
電話 0568-72-2101（内線129）
0568-76-1129（直通）



森林資源保護のため再生紙を使用しています。

◆申込できる児童

市内の小学校に在籍する小学 1～6 年生の児童のうち、保護者（父、母、児童と同一住所の 65 歳未満※2 の祖父母、20 歳以上※2 の兄・姉等）が以下のいずれかに該当し、児童クラブでの集団生活に適応できると認められる児童※2 令和 7 年 4 月 1 日時点（4 月 2 日以降に申込する場合は、現時点）

事由	申込できる条件	
就労	年間を通じての利用	午後 1 時 30 分以降の時間帯を含む昼間 4 時間以上かつ月 15 日以上の就労を常態にしている
	長期休業（春・夏・冬休み）のみの利用	昼間 4 時間以上かつ月 15 日以上の就労を常態にしている
出産	保護者の出産（出産予定日の 3 ヶ月前の月初から出産 2 ヶ月後の月末まで）	
介護・看護付添	保護者が親族を常時、看護・介護している	
傷病	保護者が疾病もしくは負傷し、または、心身に障がいがある	
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	
通学	保護者が 4 年生大学、短期大学、昼間 4 時間以上かつ月 15 日以上授業のある専門学校に通学している	

ただし、次に該当する場合は、申込ができません。

- （１）就労証明などからみて、保護者が児童クラブの開所時間中に児童の送迎ができない場合
- （２）利用希望児童の兄弟姉妹を含め、過去に保護者負担金に未納がある場合

◆開所時間・休所日

（１）開所時間

開所日	開所時間
学校の授業日（月～金曜日）	授業終了後～午後 7 時
春休み・夏休み・冬休み（土曜日を除く）	午前 7 時 30 分～午後 7 時
土曜日	午前 8 時 30 分～午後 6 時
学校代休日・卒業式	午前 7 時 30 分～午後 7 時

（２）休所日

日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、その他市長が必要と認めた日（暴風警報の発令時、災害時、施設の大規模なメンテナンス時等）

◆保護者負担金

料金体系の詳細につきましては別紙「令和7年度保護者負担金について」をご参照ください。

児童 1 人につき月額 5,000 円

※8月分のみ 8,000 円

送迎時間やご家庭の状況に応じて料金が増減いたします。

※学校代休日、卒業式利用の保護者負担金は、長期休業期間中に利用された当該月の保護者負担金に含まれます。

※保護者負担金は前払いです。口座振替は、前月の 15 日に当月分を引落します。なお、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。

※令和6年度以前に児童クラブを利用している場合は、口座振替の登録口座をそのまま引き継ぎます。

※おやつを実施している児童クラブは、別途おやつ代を実費徴収（月額 500 円～1,000 円程度）します。

※児童クラブを利用しない場合は、前月末までに「退会届」または「休会届」を提出してください。届出がない場合は、まったく利用されていなくても保護者負担金は徴収させていただきます。保護者負担金が発生しないためには、児童クラブに連絡するだけでなく、「退会届」または「休会届」の届出が必要です。

◆利用にあたっての留意事項

- 児童クラブの決まり事や支援員の注意を守れない場合は、児童クラブの利用ができなくなる場合がありますので、十分にご注意ください。
- 児童クラブを欠席する場合は、学校ではなく、児童クラブに欠席することを伝えてください。半月以上欠席をする場合は、休会届の提出が必要になります。なお、無断欠席が一定期間続く場合は、その間保護者負担金が発生するだけでなく、退会いただくことがありますので、欠席の連絡を必ずしてください。
- 休会について、休会期間は最大で60日間とします。60日を超えての休会はできませんので、その場合は一旦退会をしていただきます。復職したなど再度利用が必要な時点で前月 15 日までに加入申込の手続きをいただければ、翌月から再度利用することができます。
- 加入申込書等に虚偽の内容があった場合は、年度途中でも加入承認を取り消します。
- 送迎は、保護者の責任のもとで、必ず時間内に行ってください。時間内の送迎ができない方は、ファミリー・サポート・センター（有料）等をご検討ください。

※ファミリー・サポート・センター：TEL74-4755（午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分）

- ・開所時間前に児童が１人で児童クラブの外で待つことは絶対におやめください。
- ・自然災害などの緊急事態、感染症の発生等が生じた場合は、すぐにお迎えにきていただく必要があります。
- ・就労等に変更が生じて利用条件に該当しなくなった場合は利用できません。児童クラブの趣旨をご理解いただき、ご家庭で過ごしていただくようお願いします。
- ・家庭での親子のふれあいは、児童の喜びや心の安定につながり、とても大切です。そのため、お仕事が終わったら速やかにお迎えに来ていただき、お仕事がお休みの日は児童クラブを休んで一緒に過ごすようにしてください。
- ・児童クラブは、ご家庭の代わりに児童が生活する場所であり、主な活動は集団での遊びを通じたものです。学習支援や発達支援、重度のアレルギーへの対応等、専門的な支援について十分な対応はできませんので、あらかじめご理解ください。
- ・児童の放課後の過ごし方を、ご家庭で児童を含めてお話し合いの上、お申込みください。

◆児童クラブ一覧【設置順】

クラブ名	住 所（所在地）	電話 & FAX
桃ヶ丘	桃ヶ丘二丁目３（桃ヶ丘小学校内）	７９－２１１０
一 色	久保一色３５００（一色小学校内）	７７－３２７５
米 野	中央五丁目３３９（米野小学校敷地内）	７７－３３５７
北 里	下小針中島二丁目５０（北里小学校内）	７１－２５８４
本 庄	本庄２５９７－１８（本庄小学校東側）	７８－５７１１
光ヶ丘	光ヶ丘三丁目５０（光ヶ丘小学校内）	７８－２１１０
篠 岡	篠岡二丁目２５（篠岡小学校内）	７９－８０４１
小 牧	小牧三丁目１７（小牧小学校敷地内）	７７－５１２２
味 岡	小松寺五丁目１５０（味岡小学校敷地内）	７７－８６６６
小牧原	小牧原新田１１２５（小牧原小学校内）	７３－７３３９
小 木	小木西二丁目１（小木小学校内）	７２－８６５５
村 中	村中１０４５（村中小学校敷地内）	７６－２６５５
小牧南	若草町８２（小牧南小学校内）	７６－８８５１
三ツ渚	三ツ渚４８０（三ツ渚小学校敷地内）	７６－８１００
陶	上末３４５０－２８２（陶小学校敷地内）	７８－１１０１
大 城	城山三丁目２－４（大城児童館２階）	７８－１１０２